

経済産業大臣意見照会請求通知  
(保護対象営業秘密関係)

令和 年 月 日

殿

(税関官署の長) 印

令和 年 月 日付認定手続開始通知書(開始通知番号第 号)で認定手続を開始した貨物について、関税法第69条の7第2項・第9項(同法第75条において準用する場合を含む。)の規定により経済産業大臣の意見を求めますので、通知します。なお、関税法施行令第62条の11第3項(同令65条において準用する場合を含む。)の規定により、当該申請に係る添付資料(別添)について意見がある場合には、下記期日までに、書面をもって、意見を述べてください。当該期日までに当該書面の提出がない場合は、意見がないものとみなします。

記

意見を述べることができる期限

令和 年 月 日